

家具等転倒防止器具設置費補助金 申請フロー

地震でけがをする原因は、約半数以上が家具類の転倒・落下・移動によるものです。いざという時に命を守るため、家具の置いてある場所を見直して、倒れないよう固定しましょう。市では、家具等転倒防止器具を設置した世帯に対する補助を行います。

令和7年度の補助受付期間は令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までです。

※1世帯につき1回まで

※過去に家具等転倒防止器具取付事業を利用した世帯は不可

①補助対象製品を購入する・設置する。

補助は、家具等転倒防止器具の「購入費」と「設置費」が対象です。

申請には、領収書が必要です。必ず、製品名等が確認できる内容の記載があるか確認してください。

設置費は、業者等に依頼した場合に必要な費用で、申請者自身で取り付けた場合は、対象となりません。

また、設置後には、設置した状況が確認できる写真を撮っておいてください。



②補助金申請書を提出する。

申請窓口は、市役所防災交通課及び各出張所です。

補助金申請書に下記書類を添付し提出してください。

【添付書類】

- ・設置した家具等転倒防止器具の種類、金額（購入費・設置費）が分かる領収書の写し
- ・設置した家具等転倒防止器具の設置状態を示す写真



③市から、決定通知書が送られてくる。

防災交通課から設置費補助金交付・不交付決定通知書と設置費補助金請求書を郵送します。



④請求書を提出する。

補助金交付決定がされたら、設置費補助金交付請求書に下記書類を添付し提出してください。

【添付書類】

- ・振込先の口座通帳の表紙等の写し（金融機関名、口座番号及び名義人がわかるもの）



⑤指定口座への入金を確認する。

補助金は請求書を受領した後、約 1 か月程度で入金予定です。

《問合せ先》 犬山市役所 防災交通課 防災担当（市役所 3 階） TEL:0568-44-0346